

「大和市生産緑地地区指定基準」の運用について

平成 9 年 5 月 1 日

改正 平成 1 5 年 7 月 1 日

改正 平成 3 1 年 3 月 1 5 日

大和市生産緑地地区指定基準（以下「基準」という。）の運用について、次のとおり定めるものとする。

I 基準前文について

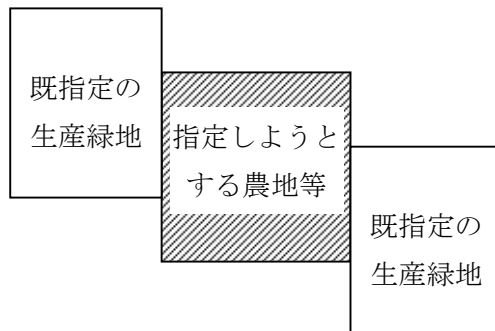
- 〈1〉「農地等」とは、現に農業の用に供されている農地（高度化施設用地を含む。）若しくは採草放牧地、現に林業の用に供されている森林又は現に漁業の用に供されている池沼をいい、これらに隣接し、かつ、これらと一体となって農林漁業の用に供されている農業用道路、農業用水路及び同法第 8 条において許容される施設の立地する土地を含む。また、一時的に耕作されていない状態のいわゆる休耕地であって、容易に耕作の用に供することができるようなものも「農地等」を含む。
- 〈2〉同法第 3 条第 1 項中の「一団のものの区域」とは、原則として、物理的に一体的な地形的まとまりを有している農地等の区域とする。ただし、道路、水路等（農業用道路、農業用水路等を除く。以下同じ。）が介在している場合であっても、それらが小規模なもので、かつ、これらの道路、水路等及び農地等が物理的に一体性を有していると認められるものも、「一団のものの区域」に含む。なお、小規模として取り扱う道路、水路等の幅員規模は、概ね 6 メートルを上限とする。
- 〈3〉前項の規定にかかわらず、次の全ての要件を満たす農地等については、物理的な一体性を有していない場合であっても、「一団のものの区域」として取り扱う。
 - （ア）1 0 0 平方メートル程度を下限とした農地等が複数あり、合計で 3 0 0 平方メートル以上となるもの
 - （イ）農地等間の直線距離が原則として、概ね 2 5 0 メートル以下であるもの
- 〈4〉I 〈2〉及び I 〈3〉について、複数の農地等を合算して「一団のものの区域」とする場合、同一の所有者であることを要しない。

II 基準 1 について

- 〈1〉基準 1 (1) アについて、次のいずれかに該当するものをいう。また、I 〈2〉本文に規定する「物理的に一体的な地形的まとまりを有している農地等」の面積が基準 1 (2) に規定する規模（3 0 0 平方メートル以上）を満たすことを要する。
 - （ア）大和市防災協力農地登録制度要綱（平成 2 7 年 9 月 2 4 日大和市告示第 1 7 7 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「防災協力農地」に登録されているもの。
 - （イ）一定の面積（3 0 0 平方メートル）を有し、火災の延焼防止に資するもの

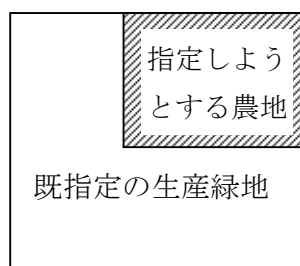
- 〈2〉基準 1 (1)イについて、次のいずれかに該当するものをいう。
- (ア) 大和市緑の基本計画で公園の確保を図るエリアに存するもの
 - (イ) 同一の街区又は隣接する街区に存在する農地等と一体として緑地機能を有するもの
- 〈3〉基準 1 (1)ウについて、新たに指定することにより営農環境が保持又は向上するものとし、参考として次の事例を示す。

(ア) 一体化の事例



- ・ 概ね 6 メートル以下の道路、水路等が介在していても一団の農地等とみなす。
- ・ 接する辺長が既指定の生産緑地の辺長の過半であること。

(イ) 整形化の事例



- ・ 既指定の生産緑地地区が建築基準法第 4 2 条に規定する道路に 2 メートル以上接していない場合、追加指定により接することが望ましい。

Ⅲ 基準 2 について

- 〈1〉基準 2 (1)について、商業地域及び高度利用地区に定められた地区をいう。
- 〈2〉基準 2 (2)について、都市計画施設を同法第 5 9 条の認可又は承認によらず当該施設の管理者等がその管理法に基づき整備する場合は、当該施設の区域決定の公示等が行われることによって同条の認可又は承認が行われた場合とみなす。
- 〈3〉基準 2 (3)について、次のいずれかに該当する場合を除く。
- (ア) 生産緑地法第 8 条において許容される施設に転用される場合
 - (イ) 届出後の状況の変化により、現に、再び農林漁業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認される場合